

静岡県人事委員会は、地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1145

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-938）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 613 352 645">附 則</p> <p data-bbox="193 660 756 786">（平成30年3月31日までの間における給与条例第10条の3及び警察職員給与条例第11条の7の規定による地域手当の支給割合）</p> <p data-bbox="193 801 756 1070">3 平成30年3月31日までの間における改正給与条例附則第8項等の規定により読み替えられた給与条例第10条の3及び警察職員給与条例第11条の7に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15</u>とする。</p> <p data-bbox="193 1086 756 1265">（平成30年3月31日までの間における給与条例附則第7項、教職員給与条例附則第7項及び警察職員給与条例附則第10項の規定による地域手当の支給割合）</p> <p data-bbox="193 1281 756 1646">4 平成30年3月31日までの間における改正給与条例附則第8項等の規定により読み替えられた給与条例附則第7項、教職員給与条例附則第7項及び警察職員給与条例附則第10項（以下「給与条例附則第7項等」という。）に規定する100分の3.7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の3.4</u>とする。</p> <p data-bbox="193 1662 756 1841">（平成30年10月1日までの間における給与条例第10条の4、教職員給与条例第11条の3及び警察職員給与条例第11条の8の規定による地域手当に関する経過措置）</p> <p data-bbox="193 1856 756 1982">6 平成30年10月1日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合</p>	<p data-bbox="890 613 970 645">附 則</p> <p data-bbox="810 660 1374 786">（平成30年3月31日までの間における給与条例第10条の3及び警察職員給与条例第11条の7の規定による地域手当の支給割合）</p> <p data-bbox="810 801 1374 1070">3 平成30年3月31日までの間における改正給与条例附則第8項等の規定により読み替えられた給与条例第10条の3及び警察職員給与条例第11条の7に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.5</u>とする。</p> <p data-bbox="810 1086 1374 1265">（平成30年3月31日までの間における給与条例附則第7項、教職員給与条例附則第7項及び警察職員給与条例附則第10項の規定による地域手当の支給割合）</p> <p data-bbox="810 1281 1374 1646">4 平成30年3月31日までの間における改正給与条例附則第8項等の規定により読み替えられた給与条例附則第7項、教職員給与条例附則第7項及び警察職員給与条例附則第10項（以下「給与条例附則第7項等」という。）に規定する100分の3.7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の3.6</u>とする。</p> <p data-bbox="810 1662 1374 1841">（平成30年10月1日までの間における給与条例第10条の4、教職員給与条例第11条の3及び警察職員給与条例第11条の8の規定による地域手当に関する経過措置）</p> <p data-bbox="810 1856 1374 1982">6 平成30年10月1日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合</p>

(同項の異動等前の支給割合に係る人事委員会規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合であつて、同日から6か月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域又は公署に係る給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合が改定されたとき(次項において「支給割合の改定の場合」という。)及び次に掲げる場合)」と、同条第2項第1号中「前項第1号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第1号に掲げる場合」と、「第3号」とあるのは「この項」と、「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合」とあるのは「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合(対象の期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合)」と、同項第2号及び第3号中「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合」とあるのは「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合(対象の期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合)」とする。

附則別表(略)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	<u>100分の18</u>
大阪府	大阪市	<u>100分の15</u>
静岡県	裾野市	<u>100分の11</u>
	(略)	
	磐田市	<u>100分の4</u>
	(略)	
	藤枝市	<u>100分の1</u>

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によ

(同項の異動等前の支給割合に係る人事委員会規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合であつて、同日から6か月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域又は公署に係る給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合が改定されたとき(次項において「支給割合の改定の場合」という。)及び次に掲げる場合)」と、同条第2項第1号中「前項第1号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第1号に掲げる場合」と、「第3号」とあるのは「この項」と、「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合」とあるのは「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合(対象の期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合)」と、同項第2号及び第3号中「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合」とあるのは「給与条例第10条の2第2項等各号に定める割合(対象の期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合)」とする。

附則別表(略)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	<u>100分の18.5</u>
大阪府	大阪市	<u>100分の15.5</u>
静岡県	裾野市	<u>100分の13</u>
	(略)	
	磐田市	<u>100分の5</u>
	(略)	
	藤枝市	<u>100分の2</u>

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によ

って示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものでない。

別表 (略)

(表略)

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものでない。

って示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表 (略)

(表略)

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。